

# 第3次臼杵市総合計画

## 経過報告 説明資料

### 目次

01 / 臼杵市総合計画条例	P1
02 / 総合計画について	P2
03 / 臼杵市総合計画審議会	P3
04 / 総合計画策定に係る組織体制	P4
05 / 総合計画策定スケジュール	P5
06 / <経過報告> 関係団体及び地域振興協議会アンケート	P6

# 臼杵市総合計画条例(平成26年12月19日条例第28号)

(目的)

第1条 この条例は、臼杵市まちづくり基本条例(平成24年臼杵市条例第30号)第12条の規定に基づき、総合的かつ計画的な市政運営を行うため、最上位の計画として臼杵市総合計画を策定することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 総合計画 将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想及び基本計画からなるものをいう。

(2) 基本構想 まちづくりの基本的な理念であり、本市のめざす都市像及び将来の基本目標を示すものをいう。

(3) 基本計画 本市のまちづくりの基本的な計画であり、基本構想における都市像及び基本目標の実現に向けた施策の基本的方針及び体系並びに目標値を示すものをいう。

(臼杵市総合計画の策定手続)

第3条 市長は、基本構想を策定するに当たっては、あらかじめ、臼杵市総合計画審議会(以下「審議会」という。)に諮問するものとする。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、臼杵市総合計画に関し必要な事項について審議し、その結果を市長に答申するものとする。

3 市長は、前項の答申を踏まえ、基本構想を策定しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

4 前3項の規定は、基本構想の変更について準用する。

(臼杵市総合計画審議会の設置)

第4条 前条第1項の規定により諮問された事項を審議するため、臼杵市総合計画審議会を置く。

2 審議会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。

(1) 識見を有する者

(2) 公共的団体等の代表者

3 委員の任期は、市長が委嘱した日から、諮問に係る審議が終了し市長に答申した日までとする。

4 審議会に、会長を置き、委員の互選により、これを定める。

5 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

6 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

7 審議会の庶務は、秘書・総合政策課において処理する。

8 次条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(審議会の会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の議長となる。

3 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(公表)

第6条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

2 市長は、総合計画に基づく施策を計画的に実施するために必要な措置を講じ、その実施状況について、適宜公表するものとする。

(総合計画との整合)

第7条 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更したときは、総合計画との整合を図るものとする。

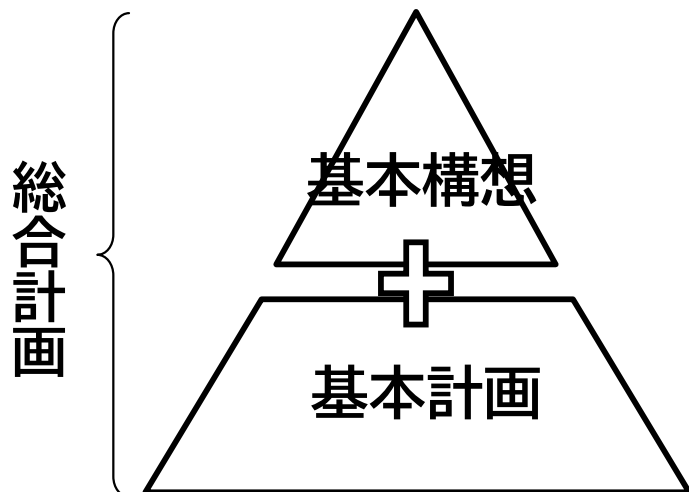
(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

# 総合計画について

総合計画は、まちづくりの基本理念及びめざすまちの姿を示す「基本構想」と、基本構想に基づく施策の方針と具体的施策を示す「基本計画」の大きく2段で構成された、めざすまちの姿の実現に向けた10年間の取り組みを示すものです。第2次臼杵市総合計画(現在の計画)は、計画の期間が令和6年度で期限をむかえることから、現在、第3次臼杵市総合計画(次期計画)の策定を進めています。

## 第2次臼杵市総合計画の全体像



～基本構想～

- ・まちの将来像(めざすまちの姿)
- ・まちづくりの目標(7+1分野分け、分野ごとの目標とその説明)

～基本計画～

- ・総合計画の体系図
- ・重点プロジェクト(3)
- ・施策の体系図
- ・施策の方針(23)
- ・具体的施策(55)

前:①方向性 ②現状と課題 ③主な取組(自助・共助・公助) ④ものさし  
後:①めざす姿 ②施策の背景(国県の動向、臼杵市の状況)  
③施策の主な課題 ④課題解決に必要な取組(自助・共助・公助)  
⑤ものさし ⑥関係する個別計画

### 臼杵市まちづくり基本条例(平成24年12月25日(条例第30号))

#### 第10条(総合計画の策定及び進行管理)

本市は、総合的かつ計画的な市政運営を行うため、最上位の計画として、総合計画を策定するものとする。

2 市長は、総合計画の策定にあたっては、市民の参画の機会を確保するものとする。

3 市長は、総合計画の進行を管理し、必要に応じ見直し、その状況を公表するものとする。

### 臼杵市総合計画条例(平成26年12月19日(条例第28号))

#### 第2条(定義)

(1)総合計画 将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想及び基本計画からなるものをいう。

(2)基本構想 まちづくりの基本的な理念であり、本市のめざす都市像及び将来の基本目標を示すものをいう。

(3)基本計画 本市のまちづくりの基本的な計画であり、基本構想における都市像及び基本目標の実現に向けた施策の基本的方針及び体系並びに目標値を示すものをいう。

# 臼杵市総合計画審議会

## <役割>

市長より諮問された基本構想の策定に関する事項を審議し、その結果を市長に答申する

## <組織構成>

市長が委嘱する15人以内の委員(識見を有する者、公共的団体等の代表者)

## <委員名簿>

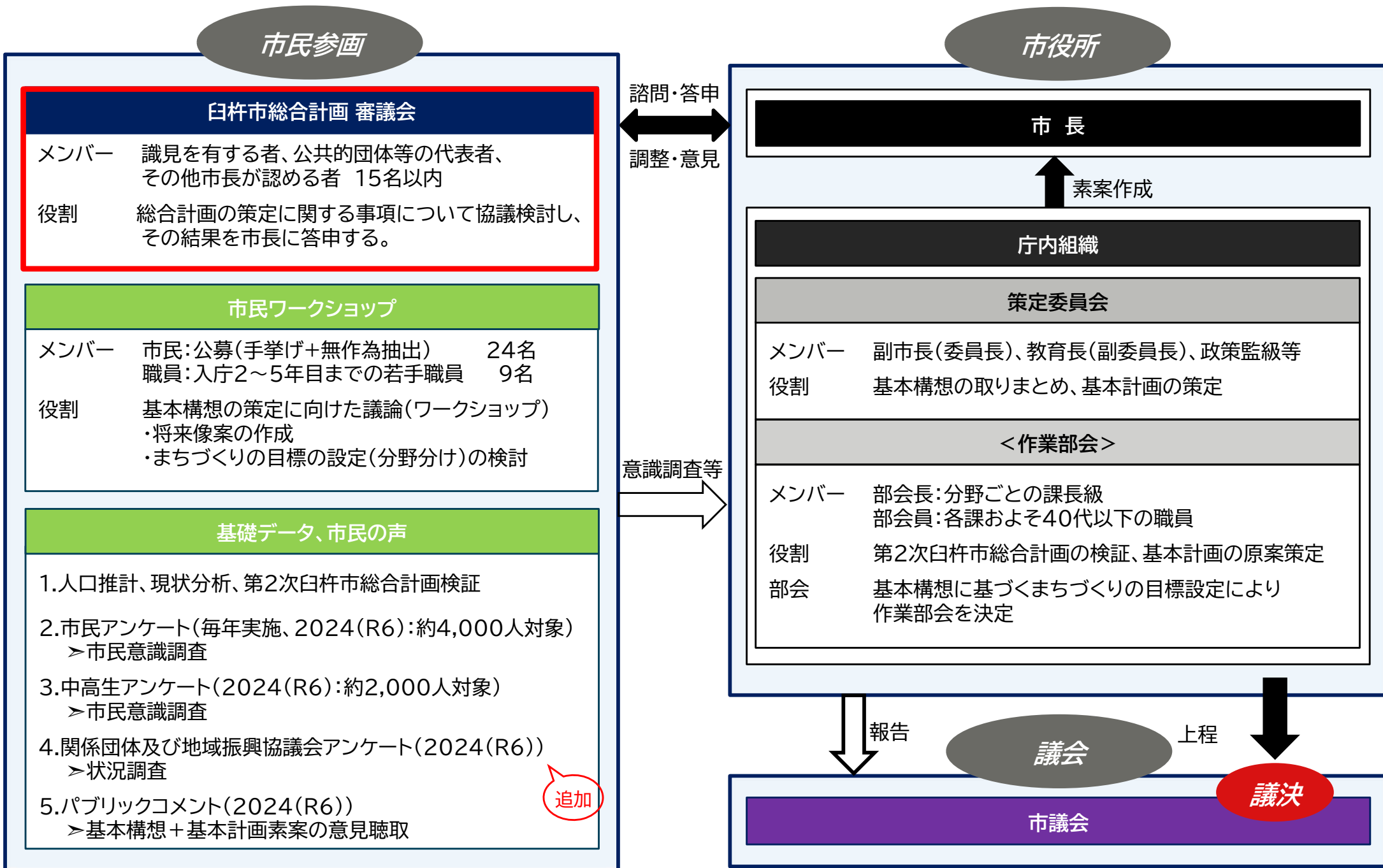
	氏名	団体/役職
1	吉村 充功	日本文理大 副学長 教授
2	内藤 康弘	臼杵市議会 議長
3	梅田 徳男	臼杵市議会 総務委員長
4	小手川 強二	臼杵商工会議所 会頭
5	疋田 忠公	臼杵市自治会連合会 会長
6	三重野 猛志	臼杵市社会福祉協議会 副会長
7	平松 愛子	臼杵市PTA連合会 副会長
8	道脇 慎一郎	臼杵市消防団 団長
9	廣戸 英吉	大分県漁業協同組合臼杵地区 漁業運営委員長
10	利光 京子	臼杵市防災士会 うすき女性防災士連絡協議会 会長
11	吉良 秀代	臼杵市民生委員児童委員協議会 主任児童委員
12	堀 京子	大分県農業協同組合南部エリア 野津女性部 部長
13	竹村 仁	臼杵市医師会立コスモス病院 事務長/臼杵市医師会介護部門 事務長
14	神田 寿恵	臼杵市保育協議会 すみれこども園 園長
15	飯田 雄二	株式会社大分銀行臼杵支店兼江無田支店 支店長

## <今後のスケジュール(案)> ※計4回想定

第1回 (2024(R6).10.3)	委嘱、会長選出、 諮問、説明・報告
第2回 <b>(2025(R7).3.19)</b>	総合計画骨子案の審議①
第3回 (2025(R7).3.24)	総合計画骨子案の審議②
第4回 (2025(R7).5)	最終確認、答申案の審議、 答申

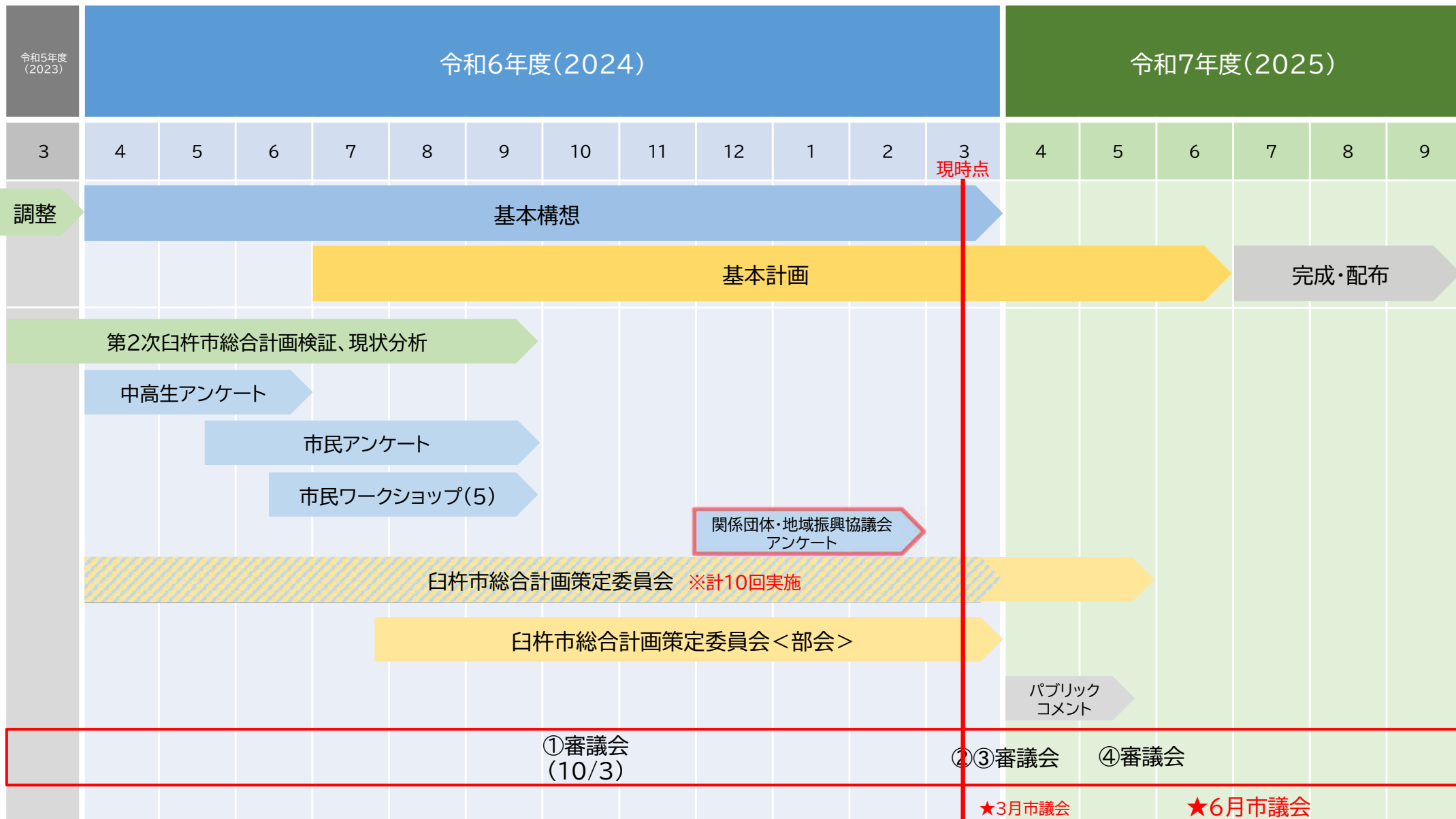
※基本構想および基本計画の修正等が生じた場合は書面回議にて実施予定

# 総合計画策定に係る組織体制



追加

# 総合計画策定スケジュール



<白杵市総合計画審議会(予定)> ※計4回想定  
 第1回(2024(R6).10.3) 委嘱、会長選出、諮問、説明・報告 (開催済)  
 第2回(2025(R7).3.19) 総合計画素案の審議①  
 第3回(2025(R7).3.24) 総合計画素案の審議②  
 第4回(2025(R7).5頃) 最終確認、答申案の審議、答申

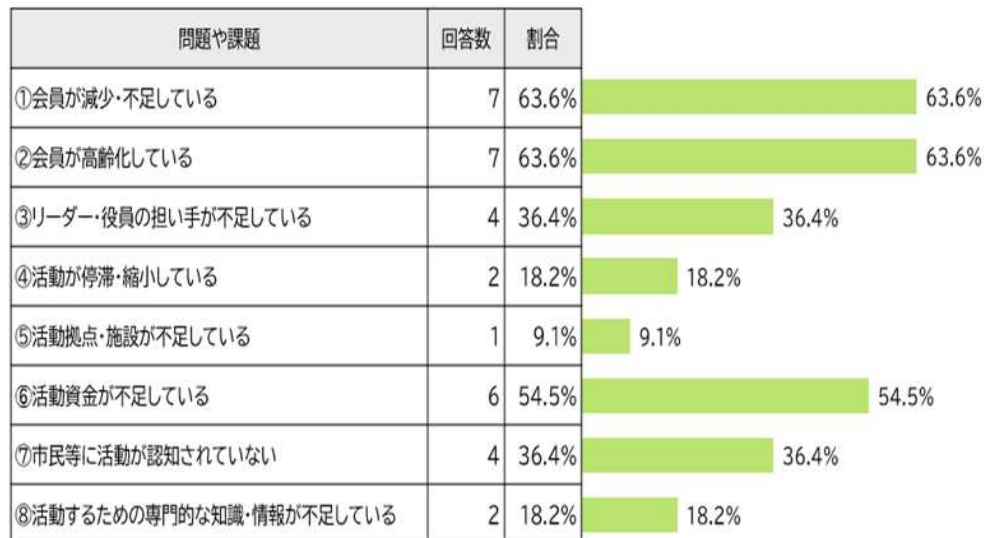
議案上程予定

# <経過報告> 関係団体及び地域振興協議会アンケート

<概要>		
調査期間	2024(令和6)年12月4日(水)～12月27日(金)	
調査対象	現在、市内で積極的に活動している団体	地域振興協議会
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネット:アンケート用紙の表紙の二次元コードをスマートフォン等で読み取り、専用フォームにて回答</li> <li>・メール:アンケート用紙に回答を記入し、担当メールアドレス宛に送付</li> <li>・FAX:アンケート用紙に回答を記入し、FAXにより送信</li> </ul>	
回収率	61.9% (総数:21団体、回答数:13団体)	83.3% (総数:18協議会、回答数:15協議会)

## <関係団体における団体運営上の問題・課題>

「①会員が減少・不足している」と「②会員が高齢化している」が63.6%で最も多く、次いで「⑥活動資金が不足している」が54.5%などとなっています。  
 ※回答がなかった団体があったため、総回答数を11として割合を計算しています。



## <地域振興協議会における団体運営上の問題・課題>

「①地域の担い手が減少・不足している」と「②地域のリーダー・役員のなり手が不足している」が86.7%で最も多く、次いで「④活動を維持するための予算の確保に苦慮している」が53.3%などとなっています。

